

令和5年2月27日 総務文教委員会 議事録
13時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 児玉 朋也

副委員長 小田上 尚典

委員 末広 天佑、小中 真樹雄、中川 智之、西村 一啓、網谷 芳孝、
山崎 年一

議長 賀屋 幸治

○欠席委員 なし

○児玉委員長 それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 総務文教委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○児玉委員長 議事に入る前に、改めて委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力をお願いを申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁をするときは、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思っております。

発言される際は、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第19号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 それでは、資料を用意しておりますので、この資料を用いまして、総務課長のほうから御説明をさせていただきます。

○児玉委員長 総務課長。

長くなるようでしたら、着座で構いません。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 ありがとうございます。

それでは、議案第19号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例に

ついて補足説明をさせていただきます。

資料を配布しておりますので、資料に沿って説明をさせていただきます。

初めに、1. 改正の理由についてですが、今回提案させていただいている議案については、職員の定年延長制度の導入に伴い、関係条例を改正しようとするものです。国家公務員法の改正により、国家公務員の定年については、令和5年度から2年に1歳ずつ、65歳まで引き上げられることになりました。また、管理監督職の勤務上限年齢制度、いわゆる役職定年制度といったものや定年前再任用短時間勤務制度が導入されることになりました。地方公務員については、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めるということとされておりますので、国家公務員に準じて定年制度を改正するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、必要な制度を導入をしようとするものです。

次に、2. 改正の内容についてです。まず、(1) 定年延長に係る措置として、①職員の定年年齢の引き上げに関する規定の整備を行います。この表に示しておりますように、現在の職員の定年年齢である60歳を、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とするものです。2年に1歳ずつ定年年齢が引き上げられることにより、昭和38年度生まれの職員は61歳が定年年齢となり、昭和39年度生まれは62歳、昭和40年度生まれは63歳、昭和41年度生まれは64歳、昭和42年度生まれの職員が65歳というふうに、定年年齢が延長していくということになります。なお、定年年齢の引き上げ期間中は、表の黄色の部分で示しておりますように、2年ごとに定年退職者が発生するというようになります。

次に、(2) 管理監督職勤務上限年齢制度、いわゆる役職定年制度に関する規定の整備です。①にありますように、管理監督職勤務上限年齢、つまり管理監督職として任命できる上限の年齢を原則60歳と定め、その上限年齢に達した日以後、最初の4月1日までに非管理監督職に降任をするというものです。ここで言う管理監督職は、管理職手当を支給される給料表6級以上の職員、職名で言いますと、主幹級以上の職員が該当し、降任した後の職は、給料表5級の課長補佐ということになります。

実際の運用については、60歳に達した年度末の3月31日までは管理監督職として勤務し、翌日の4月1日に降任をして、非管理監督職として引き続き勤務するという形になるかと思えます。この役職定年により、降任の対象となる職員は主幹級以上の職員ですので、課長補佐以下の職位で60歳に達した職員については、降任の対象にはなりません。また、②にありますように、公務上の必要がある場合には、一定期間、引き続き管理監督職として勤務できる例外規定を設けております。具体的に申し上げますと、管理監督職員が高度の専門性や特殊性を持っているために、非管理監督職に降任することで公務に重大な影響を及ぼすような場合が想定をされます。例えば、特別なプロジェクトの継続であったり、重要案件の解決に向けて必要のある場合、あるいは、専門職など職務の特殊性によって欠員補充が困難な場合などは、役職定年となる年齢を延長できるということにしております。その場合、延長する期間は1年以内で定め、最長で3年まで延長できるということとしております。

次に、(3) 定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度に関する規定の整備につ

いてです。①にありますように、60歳に達した日以後、原則として、最初の4月1日から定年退職日までの間、一旦、退職したうえで、退職した職員を引き続き短時間勤務の職に再任用できるということになります。これは、現在の再任用制度と同様の制度ですが、現在の再任用が1年ごとに任期を定めるのに対しまして、定年前再任用の任期は延長後の定年の年度までということになります。また、②にありますように、現在の再任用制度は廃止することになります。ただ、定年年齢を引き上げる間は、現行の再任用制度と同様の制度を、暫定再任用制度として残すということになります。このことにより、上の表を再度、御覧いただきたいと思うんですが、例えば、定年退職する年齢が64歳である場合、表の下から2段目、昭和41年度生まれの職員の場合には、64歳の年度まで常勤職員として勤務し、年度末に定年退職した後、65歳の年度は暫定再任用職員として勤務するということが可能です。また、場合によっては、61歳と62歳の年度を常勤職員のまま2年間勤務して、一旦、退職したうえで、63歳と64歳の年度の2年間を定年前再任用職員として勤務し、65歳となる年度の1年間を暫定再任用職員として勤務するという形をとることも可能になります。

次に、2ページ目に移ります。(4) 情報提供・意思確認制度に関する規定の整備についてです。職員に60歳以後の勤務条件について情報提供し、勤務に関する意思確認を行うための規定を設けます。職員が60歳に達する年度の前年度、つまり59歳になる年度ですね。この年度に60歳に達する日以後に適用される制度について情報提供したうえで、勤務の選択をできるようにするものです。職員は引き続き常勤職員としての勤務を希望するのか、一旦、退職したうえで定年前再任用を希望するのか、それとも継続勤務することなく退職するのかを選択するということになりますが、一定の時期に対象となる職員の希望を聞いたうえで、円滑に新たな勤務形態に移行できるようにしようとするものです。

次に、(5) 60歳を超える職員の給与に関する規定の整備についてです。60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、職員の給料月額が60歳時の7割水準になります。先ほど管理監督職の役職定年について説明をしましたが、役職定年によって非管理監督職に降任した場合には、降任によって給料が下がり、さらに7割の措置が適用され、二重に引き下げられることになるため、当分の間、降任前の給料月額の7割が保障されるということになります。この7割措置の理由ですが、人事院が全国の民間企業における高齢期の雇用実態を調査した結果を踏まえて、国家公務員の60歳を超える職員の給料については、60歳前の7割水準に設定をされました。地方公務員の給与制度は、国家公務員の取り扱いを考慮して決定することとされていることから、地方公務員についても同様の措置を講ずるというものです。

以上の説明の内容を図示したものが、その下にあります、かぎ括弧の定年延長後の職員の勤務体系に関するイメージの図になります。このイメージ図は、定年延長の完成形を示しております。まず、59歳となる年度に制度に関する情報提供・意思確認を行ったうえで、60歳を超えて61歳から65歳となる年度まで、引き続き、常勤職員として継続勤務することになります。その場合、給料月額は60歳時の7割水準となります。管理監督職については、勤務上限年齢である60歳の年度で役職定年となっておりますので、61歳の年度からは非管理監督職に降任するということになります。また、60歳の年度末で、一旦、退職

をして、定年前再任用短時間勤務職員として勤務するということも可能です。なお、令和13年度までの定年引き上げ期間中であれば、現在の再任用制度は廃止をされますが、同様の制度が暫定再任用制度として残るため、定年前再任用職員として定年年齢となる年度まで勤務した後に、65歳となる年度まで暫定再任用職員として勤務することも可能になります。

次に、その下のかぎ括弧、月額給料のイメージの図ですが、こちらも先ほど説明しました給料月額 A の7割措置について図示をしたものです。60歳となった年度以降も、引き続き、常勤職員として勤務する場合は、非管理監督職については、60歳に達した日後の最初の4月1日をもって、給料月額はマイナス30%の7割水準の額になります。

一方、その下になります。管理監督職については、この図では一例として課長というふうにありますけれども、60歳に達した日後の最初の4月1日、この図では令和6年4月1日となっておりますけれども、この日をもって管理監督職の課長の給料月額 A 、グレーの部分ですね、そこから降任をすることによって、真ん中の部分の非管理監督職の課長補佐の給料月額 B ということになり、ここからオレンジ色の部分ですね、一番右側、給料月額 B の70%の額となることを、降任前の給料月額 A の額の70%、これは緑色の点線の水準ですが、この額が調整額によって保障されるということになります。

次に、3. 施行期日ですが、2の(4) 情報提供・意思確認制度は公布の日からとしております。来年度60歳に達する職員に対しては、今年度中に説明や意思確認をする予定となっております。

その他の改正は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

次に、3ページ目です。4. 改正又は廃止する条例についてですが、定年延長に関連して、一部改正しようとする条例案を条文ごとに列記をしております。各条文について主な改正点を申し上げますと、第1条の職員の定年等に関する条例の改正では、定年年齢の引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用制について。第2条の一般職の職員の給与に関する条例の改正では、給料の7割措置や定年前再任用職員の給与に関する規定の整備について。第3条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正では、役職定年による降任が、この条例の適用除外となることについて。第4条の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正では、給料の7割措置に伴い、減給処分後に7割措置が適用されることとなった場合に、減給の限度額を超えないようにすること及び減給の対象となる手当について、国の規定に準拠することについて。第5条の大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例から第9条の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例までの改正及び第10条の職員の再任用に関する条例の廃止では、定年制度の改正に伴う関係規定の整理を行うものでありまして、法改正による引用条文の改正や定年前再任用制度の導入に伴う字句の修正などについて、必要な改正及び廃止を行うものです。

最後に、5. その他、退職手当についてです。職員の退職手当は、退職時の給料月額に勤務年数に応じた一定の割合を乗じて支給額を計算をしますが、退職手当の額が定年引き上げ前の定年退職時、60歳で定年退職した場合と比べて下がることがないように必要な措置がなされるというものです。具体的には、60歳に達した日後の最初の4月1日以降は、

職員の給料は7割措置が適用され、退職手当の算定基礎となる給料月額が下がってしまい、また、60歳以降、延長される定年年齢に達する前に退職した場合には中途退職というふうになってしまうなど、定年が延長されることによって、退職手当に不利益が生じてしまうということになりかねないということがございます。よって、当分の間は、制度改正前の60歳で定年退職した場合の手当額が補償されるということになります。なお、本市の職員の退職手当については、広島県市町総合事務組合に加入し、総合事務組合の条例の規定に基づき、支給をされておりますが、事務組合において必要な改正を行っているところでございます。

補足説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○**児玉委員長** ありがとうございます。

それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第21号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

総務部長。

○**佐伯総務部長** 補足説明はありませんので、よろしく願いいたします。

○**児玉委員長** これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

山崎委員。

○**山崎委員** よろしく申し上げます。

予防接種健康被害調査委員会につきまして、以前、委員会での質疑では、委嘱していないといひましようか、そういった御答弁をいただいていたような気がします。それで、その後、コロナも若干落ち着いておりますし、一時のように後遺症ということが新聞報道や

マスコミなんかでもあまり取り上げられなくなってきました。そういった意味では、この予防接種健康被害調査委員会の必要性もなかったのかなという気もするわけですが、その後、本市において委嘱されたというような状況がありましたら御報告をいただきたいのと、もし、委嘱されていれば、どのような活動をなさったのかということについて御報告がいただければと思います。

それから、インフルエンザやコロナ以外にも、いろいろ予防接種等による後遺障害というものはあるんだろうと思うんですが、そういったことが本市においてあるのかどうか。また、その予防接種による健康被害と認定された場合は、どのように処置されていくのかということをちょっと教えてください。

以上です。

○**児玉委員長** 保健予防係長。

○**住田保健医療課主幹兼保健予防係長** 保健医療課、住田です。ただいま御質問のありましたものに対して答弁いたします。

予防接種健康被害調査委員会の構成員は、広島県が推薦する医師と保健所長及び大竹市医師会から推薦を受けた医師で、現在、3名の方に委嘱をしております。この中で、今回、新型コロナウイルスワクチンに関して申請が2件出ましたので、その方々に対して審査をしていただきまして、現在、県を通して国へ申請を出しているという状況です。

そのほかの予防接種については、今のところ健康被害の報告は上がっておりません。

以上です。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** そうしますと、予防接種健康被害調査委員会で議論をされて、それは後遺症かどうかということで、その可能性があれば国に出されるわけですか。そうすると、そのことについて国で審査をして、そういった予防接種由来だということになれば、無料で治療が受けられるということでもよろしいのでしょうか。その辺の費用的な問題について、ちょっとお願いできたらと思います。

それから、予防接種健康被害調査委員会に関連して、子宮頸がんワクチンの接種についてちょっとお伺いしたいんですが、例の小学校6年生から中学校1年生までの子宮頸がんの予防接種というのが行われまして、たしか2013年4月に定期接種が始まったと思うんですが、マスコミ等で後遺障害の被害が非常に大々的に取り上げられまして、その年の6月に問題があるということで勧奨を控えろと、控えるという表現がいいのか悪いのか別なんですけど、問題あるかも分かりませんが、一応は勧奨しないという方向になったと思います。その後、昨年4月だったでしょうか。積極的に勧奨していこうということになったんだと思うんですが、そういったことで、保護者の皆さんには非常に不安な部分もあるんだろうと思います。そういったことで、本市の保護者から、そういったことの問い合わせとか、あるいは心配事の相談とかがあるのではないかと思います。その辺のところの状況把握、そして、これについての市としての考え方について、ちょっとお伺いさせていただきます。

○**児玉委員長** 係長。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 すみません、先ほど1点、答弁漏れがありました。

予防接種健康被害調査委員会で、国が適用が必要だと、手当をしていきなさいという認定が下りた場合には、今までかかった医療費を見ていたり、手当を出したりという、その方の状態に応じて、この手当が必要だろうというものを国側も出しますので、それに対して市が手当をしていくという流れになっております。

健康被害については以上です。

子宮頸がんワクチンについては、令和4年4月に積極的勧奨というところで、対象の方に個人通知しました。現在のところ、窓口では、接種しないといけないんですかというような御相談をお受けすることも確かにあります。ですが、国から情報提供をいただいているものに対して、私どもとしては御説明を差し上げてます。あとは、どうしても保護者の方や御本人の納得がいかどうかという御説明をなるべくしまして、あとは、選択は御本人なり、保護者の方がされるということになっております。今のところの接種状況ですけれども、小6から高1の方が480名ぐらい勧奨いたしまして、ここまでの接種者数が78名というところでございます。

以上です。

○児玉委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

対象者が480名で、接種済み者が78名ということで、まだ1年経過してませんので、ただ、そうは言いましても、期間が限られた中での78名ということでもありますから、どんどん受けていただきたいという状況があると思うんですね。

それで、この2013年に積極的な勧奨が一時差し控えられたといった以降に、いわゆるその年代を過ぎた方というのがあると思うんですね。こういった方の救済措置というのは、今のところ、追加して予防接種をすとか、あるいはいつまでにしてしまわないと効果がないんだということがあれば別としまして、その辺のところを、救済措置という問題が私は、非常に不安があるような気がします。実は、私ごとで悪いんですが、うちの孫娘、中学校2年生でして、受けさせてやりたいなと思っておりますが、もう過ぎてしまったので、今後どうなるのかなと思っておるんで、その辺のところ、ちょっと教えてください。

大体この子宮頸がんというのは、年間1万人近い人が発症して、3,000人弱の人が亡くなっていらっしゃるということのようで、非常に大きな問題ですが、ただ、後遺障害による裁判の百二十何人の原告団がいまだに頑張っているというようなことで、非常にこれからも物議をかもししていくのではないかなという気がします。

そういったところですが、先ほどのいわゆる接種漏れの方に対する対応については、どういうふうを考えていらっしゃるかということ聞かせてください。

○児玉委員長 係長。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 恐れ入ります。キャッチアップ接種、すみません、片仮名なんですけど、キャッチアップ接種という言葉を使って、国のほうが平成9年度生まれから平成18年度生まれの子供たちには、定期の予防接種と同様に救済をしていきなさいということになっておりますので、同様に御案内をしたり、接種券を交付したりという

ことで対応しております。

以上です。

○児玉委員長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第22号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 補足説明はありませんので、よろしくお願いいたします。

○児玉委員長 それでは、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

網谷委員。

○網谷委員 よろしく申し上げます。

今回、会計年度任用職員の期末手当が若干上乘せということなんで、一般職の職員の方の割合に合わせてということなんで、いいことなんではあるんですがね。それで、1回分というんですか、1回分の目安が1.2月から1.225月ということで、年間にすれば2.4月から2.45月の0.05月分上乘せということになっとるんですが、それで、一般職の方は年間、どういっていうんですか、期末手当は一応4カ月以上ですかね。我々議会の議員も4カ月以上なんです、会計年度任用職員の方は2.4月ということで、年間は2カ月ちょっとということで、ちょっと寂しいといいますか、会計年度任用職員の方にしては残念だなという感じになるんですが、これも決まりなので、しょうがないと思うんですがね。これは来年度になるんですか。これ6月から実施ということになるんですか。ちょっとお願いします。

○児玉委員長 課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 会計年度任用職員の、いわゆる給与改定につ

きましては、会計年度任用職員の任期が1年度単位であるということから、翌年度において反映させることとしております。したがって、この今回の期末手当の支給月額の上昇については、来年度からということになります。

以上です。

○**児玉委員長** 網谷委員。

○**網谷委員** 今年の6月ということですね。分かりました。

それで、この会計年度任用職員の制度が始まったのが令和2年だったと思うんですが、あれから3年たつんですが、これその当時、会計年度任用職員の方がその制度の始まる前に各月の給料が削減されたということで、かなり会計年度任用職員の方が問題になったといますか、生活が直結するということで問題になったと思うんですが、今回はもうそういうことはないですね。給料と期末手当は別問題というふうに考えてもよろしいんですかね。ちょっとお願いしたい。

○**児玉委員長** 課長。

○**柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長** 別物ということになります。会計年度任用職員の給料の改定については、12月市議会において、常勤職員の給料表の改定と合わせて増額改定をしておりますので、その増額改定分は来年度から適用されるということになっております。

以上です。

○**児玉委員長** 網谷委員。

○**網谷委員** ありがとうございます。

それで、これちょっと数字の関係で、出ないかも分かりませんが、通告したこととちょっと離れるかも分かりませんが、分かったら教えてください。分からなかったらよろしいです。

令和2年度のその発足の年に、その資料の中で、嘱託員と臨時職員の合計が200人前後だったと思うんですが、それで任期を今、1年と言われましたので、この任期後もされている方、大体何回更新するというのがあるのかも分かりませんが、更新される方はどのくらいの割合いるのですか。それと、更新をしながら、一番長く務められている方は、どれくらいいるのですか。ちょっとざっくりでいいんですが、教えていただければと思います。

○**児玉委員長** 課長。

○**柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長** すみません、具体的な数字はちょっと申し上げられないんですが、令和2年度から臨時職員・嘱託員制度から会計年度任用職員という制度に変わりました。ほぼ、引き続き任用されているというふうな感触は持っております。

この会計年度任用職員の任期の更新につきましては、基本的には1年度ごとに人事評価の結果をもって更新するということになるんですが、3年をめどに公募するという形で行っております。ちょうど今年度が3年目に当たるということで、今回、公募して、また来年度に向けて必要な任用を行っていくというような形となっております。

以上です。

○**網谷委員** 人数、分らないですか。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 すみません、人数はほぼ同数、200人程度という、もうちょっとかな、250人ぐらいですか。

これ、各課において任用するということになっておりますので、どのぐらい任用されて、引き続きということは、ちょっと今この場で持ち合わせておりませんが、ほぼ、更新されるのではないかなというような感触は持っております。

以上です。

○網谷委員 ありがとうございます。

○児玉委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第27号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

教育長。

○小西教育長 補足説明のほうはございません。よろしくお願いをいたします。

○児玉委員長 本件に関して、質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

総務部長。

○**佐伯総務部長** 本議案は、令和2年度に作成した計画を変更しようとするものでございます。新旧の計画を比較した資料、御用意しておりますので、これにより担当のほうから御説明させていただきます。

○**児玉委員長** 課長。

長くなるようでしたら、座っても結構です。

○**三井企画財政課長** ありがとうございます。企画財政課長、三井です。

それでは、補足説明をさせていただきます。

このたびの総合整備計画の変更につきましては、阿多田地区において、令和5年度にかき殻一時堆積場の改修事業、消防団第8分団の消防ポンプ積載車購入を行う財源としまして、辺地対策事業債、充当率原則100%、普通交付税への算入率が80%の非常に有利な起債、この起債を活用する予定のため、令和2年度に策定いたしました阿多田辺地に係る総合整備計画書の一部を変更しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表を用いて説明をいたします。

右側が旧計画書、左側が新計画書となり、このたび変更した箇所は赤字の下線を引いている箇所となります。計画書の1. 辺地の概況につきましては、変更はございません。なお、改めまして、法律上の辺地の定義でございますが、次の2点に該当することが規定をされております。まず、1点目は、市町村の区域内の町もしくは字等の区域において、区域内の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口を有すること。これが1点目でございます。

次に、2点目が、その地域の中心から公共的施設までの距離等から算出する辺地度数、中心から公共的施設の距離が遠いほど、度数が高くなりますが、その度数が100点以上の地区であること。これらの両方の要件を満たす必要がございます。

本市におきましては、3地区ございます。1地区が大栗林・小栗林地区、2地区目が後原地区、そして、3地区目が阿多田地区のこの3地区が法律上の辺地に該当することとなります。

次に、2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、新たにかき殻一時堆積場の改修事業や消防団第8分団の消防ポンプ積載車の購入事業が追加となるため、記載内容を変更し、(1) 産業の振興、(2) 航路の維持、(3) 消防・災害対策の3つの項目で整理をさせていただいております。

なお、必要とする事情につきましては、本会議場での提案理由の説明のとおりですので、省略をさせていただきます。

最後に、3. 公共的施設の整備計画についてでございます。全ての事業が令和5年度までに完了する予定のため、計画期間は変更しておりませんが、新たに施設整備等を行うかき殻一時堆積場と第8分団消防ポンプ積載車の整備に係る事業費等について追記をさせていただきます。

以上が変更した点についての補足説明となります。よろしくお願いいたします。

○**児玉委員長** これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

副委員長。

○**小田上委員** すみません、通告をしていないもので、分かる範囲で結構ですし、あまり深く聞くと、多分予算のほうにも関わってきそうなので、ちょっと聞きたいんですけども、この3つ目、消防・災害対策のほうで、第8分団の車両の整備ということであって、これ以前から第8分団は令和5年度に向けての整備の予定があったように記憶しています。こういう有利な起債というのは非常にいいのかなと思うんですけど、これによって、ほかの分団の整備が加速されるのかな、車両更新が。その確認をしたいので、お願いします。

○**児玉委員長** 消防課長。

○**川村消防本部消防課長** 消防課長の川村です。先ほどの質問につきましてお答えいたします。

川手支部のほうですね。こちらのほう令和6年度で予定しておったのが1台あったんですけども、これ令和5年度のほうにということで、前倒しを当初予算のほうで上げております。

以上です。

○**児玉委員長** 副委員長。

○**小田上委員** 予算特別委員ではないというところもあって、聞けてよかったかなと。加速したということで、答弁いただいてありがとうございます。有利な起債があつてということで、ほかのところにも好循環がというところがいいと思います。ありがとうございます。

○**児玉委員長** 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**児玉委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**児玉委員長** 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の交代ありませんか。

続きまして、日程第6、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 補足説明ありませんので、よろしくお願いいたします。

○児玉委員長 これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員、よろしいですね。

続きまして、日程第7、議案第33号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において説明があれば、お願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 こちらも補足説明ございませんので、よろしくお願いいたします。

○児玉委員長 これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

中川委員。

○中川委員 すみません、よろしくお願ひします。

2つほどあるんですけど、マイナンバーカードの取得についてですけど、2月でマイナポイントが終わるといことなんで、結構来られたのではないかと思います、今のところ

ろ、この取得率というのはどうなのかなと。全国的に70%とかニュースでやってましたけど、その取得率が今どこまでいっているのかなということ、なかなかマイナンバーカードをつくってもお得感がないというか、こういったところに使えて便利ですよというのがなかなか感じられないというのが1つ取得をためらっているところがあるのではないかなと思うんですけど、私も保険証がマイナンバーカードでできるということで、いいなと思ったんですが、今のところ、その保険証が使える医療機関というのはどこどこがあるのかなということ、それと後、新型コロナウイルスが接種数が少なくなって、一千万円ですかね、ちょっと今、資料が出せないんですけど、その5回目の接種率がどれぐらいあったのか。あと、ちょっと通告が漏れてたんですけど、感染者数がぐっと最近減ってきたその理由というのが、どういったところがあるのか。考えられることがあれば教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○**児玉委員長** 係長。

○**富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長** 市民税務課戸籍住民係の富田です。私のほうからはマイナンバーカードの取得率についてお答えのほうさせていただきます。

委員のほうからもございましたとおり、あしたポイントの対象となるカードの申請期限ということで、大変窓口のほう多くの市民の方に来ていただいているところでございます。取得率、こちらは交付率のほうで整理して、同じ考えでよろしいかなと思うんですけども、現在、こちらのほう、公表数値として持っておりますが、1月31日時点ということで、ちょっと1月ずれておまして、委員が70%というふうにおっしゃいましたが、この時点での全国の交付率が60.1%。それに対する本市の交付率が66.2%となっております。これ、お手元に渡った交付率になるんですけども、それでは、どのくらい申請率、申請のほうしている率のほうにつきましては、ちょっとこれ、本市だけの数値になるんですけども、1月31日時点で77.6%の申請をいただいているというような状況になっております。

以上です。

○**児玉委員長** はい、どうぞ、係長。

○**藤井国民年金係長** 保険医療課の藤井です。私のほうからは、市内で使える医療機関等の設置数について御回答いたします。

まず、医科については9施設。代表的なところとしましては、広島西医療センターとか、あとは、大竹中央クリニックとかになります。歯科については7施設。例えば、藤井歯科医院であったり、あとは、これなが歯科医院であったりになります。薬局については12施設。大竹ヘルシー薬局であったり、あとは、総合薬局とか、そういうところになってまいります。

以上です。

○**児玉委員長** 係長。

○**住田保健医療課主幹兼保健予防係長** 保健医療課、住田です。私のほうからは、コロナウイルスワクチンの5回目接種率について、まずお答えします。

令和5年2月19日時点の情報で御容赦ください。全人口では29.93%、65歳以上の方は

71.43%という数字になっております。

それと、もう1点、新型コロナウイルス感染症が少なくなった原因、こちらは考えられることということでお答えできたらと思いますけれども、感染症というのは広く、何でもですけれども、病原体がその病原体を持たない方に感染することで、わっと流行をしますけれども、一定の割合の方が免疫を持つと、感染した人がいても、その免疫を持つ方で感染していない方が守られるというような現象が起こる。これ集団免疫というんですが、もしかすると、そういうことではなかろうかというお答えでいいのかわかりませんが、ちょっとそのぐらいしか、すみません、少なくなったというのは非常に医学的なことが絡んでくるのでお答えはしづらいんですが、それも1つあるのではないかとこのお答えで御容赦いただきたいと思っております。

以上です。

○**児玉委員長** 中川委員。

○**中川委員** ありがとうございます。

マイナンバーカードですけど、なかなかですね、さっきも言ったお徳感がないというのもあるんですけど、例えば、市役所で申請書を書かなくてもできるというような、そういったこともできればいいのではないかと思いますので、これからよろしくお願いいたします。

あと、ちょっと抜けてました。インフルエンザが最近はやっていると聞いたんで、その辺がちょっと今、インフルエンザについての状況がどうなのかということ、申告してて抜けてました。すみません。

あと、コロナウイルスについても、これから第5類になるということで、ちょっと若干予防接種率も下がってくるのかなということもあって、その予防接種の効果があつたのかどうかというのちょっと聞きたかったんで、もうその件については結構です。インフルエンザの今の状況だけ聞かせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○**児玉委員長** 係長。

○**住田保健医療課主幹兼保健予防係長** ただいまのところ、これもすみません、どうしても直近のという数字が難しいので、掲載日が2月17日の県の情報でお知らせいたします。

全国的には、地方によって流行しているという話を聞きましたが、広島県では確かに10という一定のラインがあります。私が今から申し上げる数字は、それが何万人当たりとか何千人当たりとかいう数字の基準なんですけども、それが9.23というところが広島県でございます。ですけれども、西部、これ西部保健所管内というんですけれども、大竹市、廿日市市、そして、安芸郡4町だとかが入っているところだと、数字が3.94というところなので、感覚的に個別の事情はわかりませんが、罹患している方はもちろんいると思いますが、流行しているという状況に、西部保健所管内では、そこまでの勢いはないのかなという感じでおります。

以上です。

○**児玉委員長** 他に質疑はありませんか。

西村委員。

○西村委員 1点ほど御質問させていただきます。

一般会計歳入の補正の中で、このたび補正予算額が1億2,112万円上がっております。総額的には、169億5,527万9,000円になっているその中で、債務負担行為の補正で、2の変更の項目について御質問をいたします。

特に地域公共交通整備に要する経費、これは3年も5年も前から、中山間地域の高齢者に対する公共交通の利便性ということで、市が一生懸命力を入れた部門であります。年々人口も高齢化し、そして、利用者も少ない。言い換えれば、5年前の費用も、今の費用の投入金額もほとんど変わりませんが、このたび公共交通の令和5年度で4,700万円が4,914万円、214万円増えております。この増えた理由をまずお尋ねしたいのと、そして、もう1点は、その答えによってまた質問をさせていただきます。お願いいたします。

○児玉委員長 自治振興課長。

○神代自治振興課長 自治振興課長の神代です。214万円ほど増えた理由ですけども、これは中山間地域とは直接関係なく、こいこいバス等の修繕費が老朽化などの理由で増額したことが主な理由となっております。

以上です。

○児玉委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

総額の中で、各地域のタクシー、あるいは公共バス、いろいろ公共交通あるんですが、特に昨年の9月から自治振興課の職員が一生懸命取り組んでくれたアンケートを実施されております。その結果、アンケートの内容とか、それから今後の取り組み、そして、今のままの予算でいいのかと。予算が増えるのではないかとか、あるいは逆に利用者が少ないのなら、もう少し何かいい方法を取り入れるのではないかとか、そういう案があればお聞きしたいし、また、来年度以降の予算についても、増える可能性があれば、もっと地域の住民と話し合いをして、私が前から言っています自治会自体が、自主運行されるとか、そういうもっと効果のある公共交通に取り組むべきではないかと思っておりますので、そのお考えがあれば、お願いをいたします。

○児玉委員長 自治振興課長。

○神代自治振興課長 御質問ありがとうございます。

今、自治振興課では、大竹栗谷線についての見直しの検討をしております。大竹栗谷線は買い物や通院などの移動手段として、沿線地域にお住まいの方の暮らしを支えている公共交通ですが、地域の人口の減少や近年の新型コロナウイルスの影響もあり、利用者の数は年々減少しており、令和3年度は1便当たりの利用者の平均が1.15人というふうになっております。そのような状況で栗谷線を持続できるサービスとするため、今後のあり方について、昨年の10月に沿線地域である栗谷、松ケ原、大人原、大迫地区の方を対象にアンケート調査を実施し、今年の1月には意見交換会も開催しております。栗谷線の利用者は月1日以上利用する方が15%、さらに週1日以上利用する方は4%という結果で、少ないのが実態ですが、一方で、必要になれば利用すると思うという回答も6割程度いらっしゃいました。

また、意見交換会では、栗谷線のあり方について、運行ルートの見直しをすべきである、車両の小型化をすべきである、運行方式自体を変更すべきであるというような多くの意見をいただいております。

西村委員と同様に、私たちも重要な課題というふうに考えておりますので、引き続き、地域の方との話し合いを継続し、運行方式の抜本的な見直しの必要性も含めて、可能な限り早急に、今後の栗谷線のあり方について結論を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○児玉委員長 西村委員。

○西村委員 3回目ですね。

○児玉委員長 はい。

○西村委員 最後に、これは私の考えなのですが、栗谷線、今、課長が言われたように、1便平均1.15人、2人いないんですよ。それで例えば、それ10人乗ったら売り上げ10倍ですよ。だから、地域の住民に呼びかけて、路線変更も必要、料金も安くしてくれ、あるいはバスももう少し小型化して町内に入れるようなバスを走らせてくれ、いろいろ要望あると思うんですよ。今後、こういうのを行政として取り組む場合は、例えば、1カ月に1回でも、2カ月に1回でも、地域の人、みんながバスを乗る会をつくって、満員で乗れば売り上げが10倍、20倍になるんですよ。そういうのを料金体系の中で取り組みながら、安く乗ってもらうとか、何かもっと活用方法はできないかという思いがあります。

今後いろいろ予算化もあると思いますが、一番大事なことは、高齢者の免許証の返納がだんだん迫ってきているのですよ。足がなければ病院にも通えません。買い物にも行かれない。今は小栗林に週に1回か何か買い物のできる移動販売車が来てますが、それもいつまでも採算が合わなかったら来ません。だから、そういうことを取り入れて、もっと行政サイドが、中山間地域の住んでいる市民に対するそういう公共交通を考えていただきたいということをお願いして終わります。よろしく願いいたします。

○児玉委員長 お願いでいいですね。

○西村委員 はい。

○児玉委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。

14時04分 閉会